大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例に基づくヘイトスピーチの公表

（案件番号「令元－職１」）

大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例（平成28年大阪市条例第１号。以下「条例」という。）第２条第１項に規定するヘイトスピーチに該当する表現活動（案件番号「令元－職１」）について、条例第５条第１項の規定に基づき次のとおり公表する。

令和７年１月20日

　　大阪市長　　横　　山　　英　　幸

１　ヘイトスピーチに該当する旨の認識

次の表現活動１及び２は、条例第２条第１項に規定するヘイトスピーチ（以下単に「ヘイトスピーチ」という。）に該当する。

（表現活動１）

平成29年12月18日、大阪駅前で弁士Ａを含む複数の弁士により行われた「おはよう！街宣」と称される街宣活動（以下「本件街宣活動」という。）のうち、弁士Ａにより行われた街宣活動（以下「本件表現活動１」という。）

（表現活動２）

インターネット上の動画投稿サイト「YouTube」（https://www.youtube.com/）において、本件街宣活動の一部を記録した動画を投稿し、特定のURLで表示される当該動画サイト内のウェブページ（以下「本件ウェブページ」という。）に当該動画及びそのタイトル・説明文等を掲載し、不特定の者から投稿されたコメントとともに不特定多数の者が視聴できる状態に置いていた行為（以下「本件表現活動２」といい、本件表現活動１及び２を併せて「本件表現活動」という。）

２　本件表現活動に係る表現の内容の概要

（本件表現活動１）

・生活保護について、日本人が受給を申請しても支給されないが、在日韓国・朝鮮人であればすぐ支給されるとし、また、在日韓国・朝鮮人の国民健康保険について、日本国民が払っているとした上で、在日韓国・朝鮮人の国民健康保険料は2,000円であり、在日韓国・朝鮮人はこれを払うのが嫌でごね倒して払わなくていいようにすると述べ、在日韓国・朝鮮人について、日本国民の税金に「むしゃぶりつ」き、「あらゆる特権」を「享受して」おり、「特別扱い」してもらわれなければ、差別と言う「きちがい」であり、また、「頑張っている人に対して妬む」民族の国などと述べている。

・日本には差別用語はないとした直後、李氏朝鮮時代の階級制度や、「病身舞」を例示し、在日韓国・朝鮮人について、「あいつらほどね、差別主義者はないんですよ」、「差別大好きなんですよ、奴らは」と述べた上で、在日韓国・朝鮮人とは共生できず、日本から叩き出すという責任を持たないといけないなどと述べている（以下「本件発言２」という。）。

* 令和６年６月27日付け大ヘ審答申第２号の４（ヘイトスピーチ該当性等の有無）〔令元-職１〕より抜粋（本件表現活動１のどの部分がヘイトスピーチに該当するのか特定するために記載）

・「本件発言２では、弁士Ａがどういった資料を根拠に述べているかは定かでないものの、弁士Ａが言及している階級制度、差別的思想に基づくものとも思われる風習については、一般書籍等により発言内容と類似の内容が見受けられることから、一見、事実に基づいた発言にとどまるようにも思われ、また、特定の民族及び社会について差別的意識が根付いている旨を一般論として述べる程度にとどまるものである。」

・「しかしながら、『あいつらほどね、差別主義者はないんですよ』、『差別大好きなんですよ、奴らは』などと、異なる表現を用いて、在日韓国・朝鮮人が差別をしていると繰り返し述べており、『差別主義者』などと断じて、在日韓国・朝鮮人を貶めることを目的として、特定の時代の制度や一部の風習を抽出して、あたかも在日韓国・朝鮮人全般がそうであるかのように述べているものと考えられることから、在日韓国・朝鮮人一般を侮蔑する意図が認められる。」

・「その上で、最終的には、在日韓国・朝鮮人とは共生できず、日本から叩き出すという責任を持たないといけないとし、在日韓国・朝鮮人を日本社会から排除すべきであると、聴衆をあおる発言が認められる。」

（本件表現活動２）

本件表現活動１の内容を大阪市内に拡散する行為

※　当該内容はヘイトスピーチに該当するものであるが、当該内容を一般市民に周知することによって、ヘイトスピーチの問題に関する一般市民の理解を促進し人権意識をより一層高揚させ、ヘイトスピーチの抑止につなげるとともに、本市が条例に基づき公正にヘイトスピーチに該当すると認定したことを示す観点から公表するものである。

３　本件表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するためにとった措置の内容

本件表現活動１は平成29年12月18日に行われたものであり、上記２(2)に記載の表現の内容が拡散することはないと認められるため、特段の措置はとらないこととした。

また、本件表現活動２は、既に本件ウェブページから視聴できない状態になっており、上記２(2)に記載の表現の内容が拡散することはないと認められるため、特段の措置はとらないこととした。

４　本件表現活動を行ったものの氏名又は名称

（本件表現活動１）

荒巻　靖彦（移民政策から国民を守る党）

※　今回の氏名の公表に際しては、当該個人を同姓同名の他者とは区別して認識できるよう、公表時に所属している団体名（表現活動時の所属団体ではない。）を記載する。

（本件表現活動２）

氏名又は名称は判明していないので、条例第５条第１項ただし書の規定により公表しない。